

中部運輸局自動車交通部

令和5年5月29日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、福井 TEL 052-952-8082

中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当

神戸、吉川 TEL 052-351-5313

貸切バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社 WORLD LINE（代表取締役 吉野 裕己）

住所：愛知県豊川市三蔵子町大道32番地

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年5月29日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 240日車（5両×48日間）

②文書警告

3. 監査端緒

事業計画変更により、事業規模の拡大を行ったため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。

(道路運送法第20条)

(2) 点呼を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)

(3) 点呼の記録をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

- (4) 業務等の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
- (5) 業務等の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
- (6) 運行記録計による記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
- (7) 運行指示書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (8) 運行指示書を保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)
- (9) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 24点
- ・当該事業者の累積違反点数 24点